

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2024 年 2 月 26 日

株式会社ネクスグループ

株式会社ケーエスピー

2024年2月26日

株式交換に係る事前開示事項

(株式交換完全親会社)

岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1

株式会社ネクスグループ

代表取締役社長 石原 直樹

(株式交換完全子会社)

東京都千代田区九段北一丁目2番3号

株式会社ケーエスピー

代表取締役 駒田 一央

株式会社ネクスグループ（以下、「当社」といいます。）及び株式会社ケーエスピー（以下、「ケーエスピー」といいます。）は、2024年2月22日開催の両社取締役会において、当社を株式交換完全親会社、ケーエスピーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、同日、株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条並びに会社法782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める事前開示事項は下記のとおりです。なお、本株式交換は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当します。

1. 本株式交換契約の内容

(会社法第782条第1項第3号及び会社法第794条第1項)

別紙1をご参照ください。

2. 交換対価の相当性に関する事項及び交換対価について参考となるべき事項（会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を含む）

(会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第1号)

(会社法第782条第1項、会社法施行規則第184条第1項第1号及び第2号)

別紙2をご参照ください。なお、当社の定款は別紙3をご参照ください。

3. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法第768条第1項第

4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を含む)

(会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第2号)

(会社法第782条第1項、会社法施行規則第184条第1項第3号)

ケーエスピーは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項

(会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第3号)

(会社法第782条第1項、会社法施行規則第184条第1項第4号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙4をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

ケーエスピーは、2024年2月22日付で、当社との間で、株式交換契約書を締結いたしました。本株式交換は、2024年2月28日開催の臨時株主総会の決議による承認を得た上で、2024年5月1日を効力発生日として行う予定です。本株式交換の内容につきましては、別紙1をご参照ください。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項

(会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第4号)

(会社法第782条第1項、会社法施行規則第184条第1項第4号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙5のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2024年2月22日付で、ケーエスピーとの間で、株式交換契約書を締結いたしました。本株式交換は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより当社の株主総会による承認を受けずに行う予定です。本株式交換の内容につきましては、別紙1をご参照ください。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以降における当社またはケーエスピーの債務の履行の見込みに関する事項

(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 5 号)

(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号)

本株式交換は会社法第 789 条第 1 項及び会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

7. 吸収合併契約等備置開始日後株式交換が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 6 号)

(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 184 条第 1 項第 6 号)

該当事項はありません。

以上

別紙1 【本株式交換契約の内容】

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社ネクスグループ（以下「甲」という。）と株式会社ケーエスピー（以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- 甲 商号：株式会社ネクスグループ
住所：岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1
- 乙 商号：株式会社ケーエスピー
住所：東京都千代田区九段北一丁目2番3号

第3条（本株式交換に際して交付する株式等及びその割当てに関する事項）

1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「本株式交換基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に11,393.41を乗じて得た数の甲の普通株式を交付し、割り当てる。本株式交換に際して割当交付する甲の普通株式については、甲の普通株式を新たに発行することにより行うものとする。

2 前項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従って処理するものとする。

第4条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年5月1日とする。但し、本株式交換の効力発生は、甲及び株式会社ケーエスピーホールディングス（以下「丙」という。）間における2024年2月22日付「株式譲渡契約書」に基づき丙から甲に乙の普通株式の所有権が移転すること及び甲と本割当対象株主間における2024年2月22日付「確約書」が有効に成立することを前提条件とする。また、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第5条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金は0円とし、増加する準備金の額は、会社計算規

則第39条の定めに従い、甲が定める金額とする。

第6条（株主総会）

乙は、本効力発生日の前日までに、株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項の承認決議を求めるものとする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

2 甲は、会社法第796条第2項の規定により、株式交換契約について、甲の株主総会の承認を得ないで株式交換を行うものとする。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行及び財産の管理・運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議の上、これを行うものとする。

第8条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに行う取締役の決定により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）がある場合、その全てを消却するものとする。

第9条（本契約の変更及び合意解除）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙のいずれかの財政状態、経営成績、事業その他に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合には、協議し合意の上、本契約の変更又は解除を行うことができるものとする。

第10条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 乙の第6条に定める株主総会において本契約又は本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
- (2) 本株式交換に関し、法令に基づき、本効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、関係官庁等に対する届出手続が完了しない場合
- (3) 前条に基づき本契約が解除された場合

第11条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
- 2 本契約に関して甲及び乙の間に生じる一切の紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に規定のない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

以上、本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2024年2月22日

甲 岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1
株式会社ネクスグループ
代表取締役社長 石原 直樹



乙 東京都千代田区九段北一丁目2番3号
株式会社ケーエスピー
代表取締役 駒田 一央





別紙2 【交換対価の相当性に関する事項及び交換対価について参考となるべき事項（会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項を含む）】

当社及びケーエスピーは、本株式交換における交換対価の相当性に関する事項・交換対価について参考となるべき事項（会社法768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項を含む）について、下記のとおりこれを相当であると判断いたしました。

1. 交換対価の相当性

（1）本株式交換に係る対価及びその割当ての内容

| | 当社 (株式交換完全親会社) | ケーエスピー (株式交換完全子会社) |
|-------------------|------------------------|-----------------------|
| 本株式交換に係る割当比率 | 1 | 11,393.41 |
| 本株式交換により割当交付する株式数 | 当社の普通株式：2,278,682株（予定） | |

（注1）本株式交換により割当交付する当社の株式数

当社は本株式交換に際して、本株式交換により当社がケーエスピーの発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるケーエスピーの株主に対し、本株式交換の対価として、ケーエスピーの普通株式に代わり、その所有するケーエスピーの普通株式1株につき、当社の普通株式11,393.41株を割当て交付する予定であり、割当交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定です。本株式交換は、株式交換完全親会社となる当社については、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、当社の株主総会の承認を受けずに、株式交換完全子会社となるケーエスピーについては、2024年2月28日開催（予定）の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、2024年5月1日を効力発生日として行われる予定です。なお、本株式交換に係る割当ての内容は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

（2）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ケーエスピーは新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

（1）割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる上記1.（1）「本株式交換に係る対価及びその割当ての内容」に記載の株式交換比率の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、当社及びケーエスピーから独立した第三者算定機関であるONK総合会計コンサルティング株式会社（以下「ONK総合会計コンサルティング」）にケーエスピーの株式価値並びに株式交換比率の算定を依頼することとしました。

当社はONK総合会計コンサルティングから提出を受けたケーエスピーの株式価値並びに株式交換比率の算定結果を参考に、ケーエスピーの財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、ケーエスピーと慎重に交渉及び協議を重ねた結果、算定

結果から大幅に割り引いた比率で合意を得ることができ、最終的に本株式交換における株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り合意しました。

(2) 算定に関する事項

当社は、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びケーエスピーから独立した第三者算定機関である ONK 総合会計コンサルティングを選定いたしました。なお、ONK 総合会計コンサルティングは、当社及びケーエスピーの関連当事者には該当せず、当社及びケーエスピーとの間で重要な利害関係を有しません。株式価値の算定方法は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している当社においては市場株価が存在することから、市場株価法（2024年2月21日を算定基準日として、算定基準日の終値、並びに算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。）による算定を行いました。一方、ケーエスピーの株式については、非上場会社であり市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であることから、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法及び類似会社比較法により算定を行いました。なお、株式交換比率の算定の前提として、当社及びケーエスピーが大幅な増減益になることは見込んでおりません。

| 当社 | ケーエスピー | 当社 | ケーエスピー |
|-----------|---------------------|----|--------|
| 市場株価分析 | DCF法及び類似会社比較法 | | |
| 131円～146円 | 554,118千円～587,201千円 | 1 | 21,781 |

ONK 総合会計コンサルティングは、ケーエスピーの株式価値算定に際して、提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用しております。また、採用したそれらの資料及び情報がすべて正確かつ完全なものであること、ケーエスピーの株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、かつ、ケーエスピーの将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社は本株式交換において株式交換完全親会社となり、株式交換完全子会社であるケーエスピーは非上場会社のため、該当事項はありません。

(4) 公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、上記2.(1)記載のとおり、当社及びケーエスピーから独立した第三社算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、その結果の提出を受けました。当社はかかる算定結果を参考として、ケーエスピーとの間で慎重に交渉・協議を行い、その結果、当社及びケーエスピーで合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、当社は、ONK 総合会計コンサルティングから公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

当社及びケーエスピーの間には、資本関係、人的関係及び取引関係のいずれもなく、特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

3. 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金は、0円とし、増加する準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途定める金額とします。

別紙3 【当社の定款】

次ページ以降をご参照ください。

定 款

株式会社ネクスグループ

株式会社 ネクスグループ 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ネクスグループと称し、英文で NCXX Group Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の業務を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理すること、およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことを目的とする。

1. 音声・データ・画像通信用の機器、システムおよびソフトウェアのマーケティング、企画、開発、製造、販売、コンサルティング、設置工事および保守
2. ネットワーク機器およびオーディオビジュアル機器のマーケティング、企画、開発、製造、販売、コンサルティング、設置工事および保守
3. コンピュータのソフトウェアおよびシステムのマーケティング、企画、設計、開発、販売、コンサルティング、設置工事、管理および保守
4. 情報のセキュリティーに関する設備・機器・システムの販売、賃貸並びに運営に関する事業
5. 経営・投資コンサルティングおよびアドバイザー業務
6. 特許権、商標権、著作権、意匠権、実用新案権、工業所有権等の知的財産権の売買及び許諾およびそれらに関するコンサルティング
7. 各種情報の収集処理並びに提供に関する事業およびそれらに関するコンサルティング
8. 動産の賃貸借、管理および仲介業
9. 金銭の貸付、債務の保証、債権の売買、有価証券の保有・運用・売買並びに金融業
10. 労働者派遣事業
11. 損害保険代理業
12. 旅行業法に基づく旅行業およびそれに関するコンサルティング
13. 農作物の栽培・加工・販売および農業用設備の販売ならびにそれらに関するコンサルティング
14. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務およびそれらに関するコンサルティング
15. 証券仲介業務

16. 投資助言・代理業
17. 株式、公社債等有価証券に対する投資および有価証券先物取引、有価証券オプション取引
18. ファンドの組成および運用
19. 貸金業
20. インターネットによる通信販売およびその仲介
21. コンピュータ周辺機器、各種通信機器および関連するソフトウェア、書籍、雑貨、日用品、食料品、衣料品の販売ならびに輸出入
22. フランチャイズチェーンシステムの加盟店の募集および加盟店の指導育成
23. 古物営業法による古物商
24. 人事、庶務、総務、法務、情報システムに関する事務の代行およびそれらに関するコンサルティング
25. 技術者への教育訓練、技術指導および研修教材の販売、各種セミナー講習会の開催
26. 外国文書の翻訳および通訳業務
27. コンピュータに関するオペレーション業務受託
28. コンピュータによる計算業務の受託
29. コンピュータおよび関連機器の設計・製造ならびに関連用品の販売
30. 情報処理機器、情報通信機器、コンピュータ周辺機器、自動制御装置・集積回路、オフィスオートメーション機器、事務用機器および事務用品の販売ならびに輸出入業務
31. アプリケーションサービスプロバイダー事業
32. 医療用・生活支援用ロボット及びこれらに関連する機器の開発、製造、リース、レンタル、販売及び保守管理
33. 有料職業紹介事業
34. 投資業
35. ホームヘルパーの養成・教育事業
36. 介護保険法による指定居宅介護支援事業および介護要員の教育事業
37. 介護保険法による次の居宅サービス事業
 - (1) 訪問介護
 - (2) 訪問入浴介護
 - (3) 訪問看護
 - (4) 通所介護
 - (5) 短期入所生活介護
 - (6) 特定施設入居者生活介護
 - (7) 福祉用具貸与

- (8) 特定福祉用具販売
- 38. 介護保険法による次の指定介護予防サービス事業
 - (1) 訪問介護
 - (2) 訪問入浴介護
 - (3) 訪問看護
 - (4) 通所介護
 - (5) 短期入所生活介護
 - (6) 特定施設入居者生活介護
 - (7) 福祉用具貸与
 - (8) 特定福祉用具販売
- 39. 介護保険法による次の地域密着型サービス事業
 - (1) 夜間対応型通所介護
 - (2) 認知症対応型通所介護
 - (3) 小規模多機能型居宅介護
 - (4) 認知症対応型共同生活介護
 - (5) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 40. 介護保険法による次の地域密着型介護予防サービス事業
 - (1) 介護予防認知症対応型通所介護
 - (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 41. 障害者自立支援法にもとづく居宅介護事業
- 42. 有料老人ホーム等の経営
- 43. 給食、配食等のサービス事業
- 44. 物品購入、家事代行等のサービス事業
- 45. リネンサービス事業
- 46. 食料品、酒類、清涼飲料水、衣料品、日用雑貨、医薬品、医薬部外品、育児用品、受託設備機器、厨房機器の卸売、販売および輸出入、並びに医療品機材、医療機器類、福祉用具、介護用品、医療用品、衛生用品、化粧品、自然食品、健康補助食品、栄養補助食品、リハビリテーション機器、運動機器、運動用具等の販売、レンタル並びに修理、保守事業
- 47. コンビニエンスストア、クリーニング、飲食店、駐車場等の経営および管理業務
- 48. ビル建物内外の施設、マンション、住宅施設等の清掃、機器設備の運転、保守、整備、管理、警備等の総合ビルメンテナンス業務
- 49. 在宅医療・在宅介護等に関する相談、助言業務
- 50. 医療・介護・福祉サービスに関する、行事、催事の企画、運営業務

- 5 1. 医療・介護・福祉サービスに関する、商品の企画、製造、販売業務
- 5 2. 医療・介護・福祉サービスに関する、コンサルティング
- 5 3. アパレル製品の輸入および販売
- 5 4. アクセサリー、カバン、衣料雑貨品、皮革製品の企画、製造、販売および輸出入業務
- 5 5. アパレルに関するコンサルティング
- 5 6. 美術品、絵画の輸出入および販売に関するコンサルティング
- 5 7. ホームページの企画、制作業務
- 5 8. PR や IR に関するコンサルティング
- 5 9. 人事制度や人材の採用に関するコンサルティング
- 6 0. 企業における研修の企画、実施
- 6 1. 建築の設計、監理、調査、コンサルタント、土地、建物の測量および宅地開発 に関する一切の設計業務
- 6 2. 建物および設備に関する関係官庁への各種届出業務
- 6 3. 建物内外のセキュリティシステムの導入、管理に関するコンサルタント業務
- 6 4. 不動産の売買、賃貸、管理およびその仲介
- 6 5. 不動産コンサルタント業
- 6 6. 広告の代理業
- 6 7. 映像、情報、広告宣伝媒体等の企画、製作、販売
- 6 8. 広告出版物の企画、編集、制作および発行
- 6 9. 販売促進に関するデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供する事業
- 7 0. 各種広告・販促物・会社案内等のデザイン企画、制作
- 7 1. ウェブサイトの企画、構築、デザイン制作、サイト運営
- 7 2. 動画コンテンツの企画、制作
- 7 3. モバイルコンテンツの開発、モバイルシステムおよびプログラムの開発、運用、保守業
- 7 4. イベントの企画、制作および運営
- 7 5. 出版およびコンピュータネットワークを通じた情報提供業務
- 7 6. 金融市場の各種調査・分析およびその情報提供に関する業務
- 7 7. 金融関係の情報の収集管理および提供業務
- 7 8. 投資信託に係わる帳簿および記録の管理
- 7 9. 株式投資・為替取引等の金融先物取引および金融市場に関する教育（通信教育を含む）、研究および指導並びに各種セミナー、講習会の開催
- 8 0. 書籍等の出版物並びにCDおよびDVD等の電子記録の製作、販売
- 8 1. 有価証券の運用
- 8 2. インターネット等のネットワークを利用した情報交換機能を持つホームページ

の企画、設計、開発、運営およびそれらに関するコンサルティング

83. 民芸雑貨の輸入販売
 84. 楽器の販売およびリース業
 85. 民芸雑貨および楽器の通信販売
 86. 旅行業法に基づく旅行業者代理業
 87. 航空運送取扱業
 88. 暗号資産の投融資、運用
 89. 暗号資産に関する研究、調査およびそれらの情報提供、コンサルティング
 90. 投資および融資
 91. マイニングに関する事業
 92. 前各号に付帯する一切の業務
- 2 当社は、前項各号（2、12、21、30号を除く）及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岩手県花巻市に置く。

(機関)

第4条 当社は株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は60,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第13条 当定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

- ② 会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(基準日)

第 15 条 当社は、毎年 1 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするることができる。

(招集権者および議長)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行なう。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項

を議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第20条 当社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任 期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第5章 取締役会

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し会日の 3 日前までに発する。
ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

- ② 取締役および監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規則)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものも含む。）の同第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

(員 数)

第 32 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第 34 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役は、会日の 3 日前までに各監査役に対して監査役会の招集通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める

事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の同第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 42 条 当社の会計監査人は、監査役会の同意を得て株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 45 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 46 条 当社の事業年度は、毎年 1 2 月 1 日より翌年 1 1 月 3 0 日までの 1 年とする。

(期末配当)

第 47 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 1 1 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当)

第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 5 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 49 条 期末配当金および前条の中間配当金が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

② 金銭による未払いの期末配当金および中間配当金には、利息を付さない。

別紙4 【株式交換完全子会社についての最終事業年度に係る計算書類等の内容】

次ページ以降をご参照ください。

決算報告書

(第 32 期)

自 令和 4年 6月 1日
至 令和 5年 5月31日

株式会社ケーエスピー

貸借対照表

令和 5年 5月31日 現在

株式会社ケーエスピー

(単位： 円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-------------------|-------------|---------------|-------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 【流動資産】 | 795,070,652 | 【流動負債】 | 267,463,117 |
| 現金及び預金 | 278,946,409 | 買掛金 | 150,179,668 |
| 受取手形 | 203,280 | 短期借入金 | 50,000,000 |
| 売掛金 | 202,205,919 | 未払金 | 44,157,302 |
| 貸倒引当金 | -1,900,000 | 未払費用 | 13,413,320 |
| 商 品 | 24,241,016 | 未払法人税等 | 35,000 |
| 前 渡 金 | 12,974,573 | 未払消費税等 | 6,861,900 |
| 前払費用 | 1,019,695 | 預り金 | 2,436,294 |
| 未収入金 | 9,379,760 | 仮受金 | 17,280 |
| 預託金 | 268,000,000 | 預り保証金 | 362,353 |
| 【固定資産】 | 15,079,979 | 【固定負債】 | 299,043,000 |
| 【有形固定資産】 | 251,070 | 長期借入金 | 255,043,000 |
| 工具器具備品 | 1 | 社 債 | 44,000,000 |
| 一括償却資産 | 251,069 | 負債の部合計 | 566,506,117 |
| 【無形固定資産】 | 212,974 | 純 資 産 の 部 | |
| 電話加入権 | 212,974 | 【株主資本】 | 244,764,514 |
| 【投資その他の資産】 | 14,615,935 | 資 本 金 | 10,000,000 |
| 出 資 金 | 30,100 | 利 益 剰 余 金 | 234,764,514 |
| 差入保証金 | 2,150,000 | その他利益剰余金 | 234,764,514 |
| 保険積立金 | 4,346,275 | 繰越利益剰余金 | 234,764,514 |
| 昭和電工マテリアルズ保証金 | 3,000,000 | | |
| 家賃保証金 | 5,089,560 | | |
| 【繰延資産】 | 1,120,000 | 純資産の部合計 | 244,764,514 |
| 保 証 料 | 1,120,000 | | |
| 資産の部合計 | 811,270,631 | 負債及び純資産合計 | 811,270,631 |

損 益 計 算 書

自 令和 4年 6月 1日
至 令和 5年 5月31日

株式会社ケーエスピー

(単位： 円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------------|---------------|---------------|
| 【売上高】 | | |
| 売 上 高 | 1,484,357,056 | |
| 手 数 料 収 入 | 2,120,478 | |
| 売 上 値 引 高 | 1 | |
| 売 上 割 戻 し 高 | 3,155,108 | |
| 売 上 高 合 計 | | 1,483,322,425 |
| 【売上原価】 | | |
| 期 首 商 品 棚 卸 高 | 37,806,119 | |
| 当 期 商 品 仕 入 高 | 1,258,070,052 | |
| 合 計 | 1,295,876,171 | |
| 期 末 商 品 棚 卸 高 | 24,241,016 | |
| 商 品 売 上 原 価 | | 1,271,635,155 |
| 売 上 原 価 | | 1,271,635,155 |
| 売 上 総 利 益 金 額 | | 211,687,270 |
| 【販売費及び一般管理費】 | | |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計 | | 138,736,066 |
| 営 業 利 益 金 額 | | 72,951,204 |
| 【営業外収益】 | | |
| 受 取 利 息 | 5,002 | |
| 受 取 配 当 金 | 1,000 | |
| 仕 入 割 引 | 145,882 | |
| 為 替 差 益 | 379,227 | |
| 雑 収 入 | 3,333,263 | |
| 営 業 外 収 益 合 計 | | 3,864,374 |
| 【営業外費用】 | | |
| 支 払 利 息 | 2,305,277 | |
| 保 証 料 償 却 | 384,000 | |
| 社 債 利 息 | 130,100 | |
| 営 業 外 費 用 合 計 | | 2,819,377 |
| 経 常 利 益 金 額 | | 73,996,201 |
| 【特別利益】 | | |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額 | 1,600,000 | |
| 特 別 利 益 合 計 | | 1,600,000 |
| 【特別損失】 | | |
| 貸 倒 損 失 | 453,810 | |
| 支 払 報 酬 | 11,380,000 | |
| 和 解 金 | 70,000,000 | |
| 特 別 損 失 合 計 | | 81,833,810 |

| 科 目 | 金 額 | |
|---------------|-----|-----------|
| 税引前当期純損失金額 | | 6,237,609 |
| 法人税・住民税及び事業税 | | 70,000 |
| 当 期 純 損 失 金 額 | | 6,307,609 |

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 4年 6月 1日
至 令和 5年 5月31日

株式会社ケーエスピー

(単位： 円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------|
| 役 員 報 酬 | 6,000,000 |
| 給 料 手 当 | 48,247,618 |
| 雑 給 | 2,261,500 |
| 賞 与 | 15,645,190 |
| 法 定 福 利 費 | 10,424,189 |
| 福 利 厚 生 費 | 370,712 |
| 採 用 教 育 費 | 2,602,316 |
| 荷 造 運 賃 | 412,763 |
| 広 告 宣 伝 費 | 272,443 |
| 接 待 交 際 費 | 2,961,997 |
| 会 議 費 | 612,282 |
| 旅 費 交 通 費 | 2,892,753 |
| 通 信 費 | 974,848 |
| 消 耗 品 費 | 338,343 |
| 事 務 用 消 耗 品 費 | 249,728 |
| 水 道 光 熱 費 | 832,662 |
| 諸 会 費 | 15,000 |
| 支 払 手 数 料 | 23,593,626 |
| 車 両 費 | 70,465 |
| 地 代 家 賃 | 10,469,952 |
| 賃 借 料 | 166,350 |
| 保 險 料 | 305,246 |
| 租 税 公 課 | 22,000 |
| 支 払 報 酬 料 | 5,545,810 |
| 減 価 償 却 費 | 351,539 |
| サ ン プ ル 費 | 613,143 |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 1,900,000 |
| 雑 費 | 583,591 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 138,736,066 |

別紙5 【株式交換完全親会社についての最終事業年度に係る計算書類等の内容】

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2022年12月1日から)
(2023年11月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、円安傾向の継続やロシア・ウクライナ情勢に起因する資源・原材料価格の高騰など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような事業環境において、当社グループでは、昨年来取り組んでいる暗号資産「ネクスコイン（以下「NCXC」）」の価値向上に向けた取り組みを推進しております。

NCXCのGameFi*領域での活用に向けた取り組みの一環として、NCXC GameFiプラットフォームの開発が進捗しております。

*1 GameFiとは、ゲームをプレイすることでプレイヤーがトークンなどの経済的インセンティブを獲得できる「Play to Earn」（プレイ・トゥ・アーン）のブロックチェーンゲームを指します。

2023年3月には、Zaif NFT MarketplaceでのNCXCの取り扱いを開始しました。また、2023年9月には、NCXCのGameFiプラットフォームでのユーザビリティの向上と、GameFi分野での革新的な利用を推進するために、NCXCのPolygonチェーン対応を完了しました。

Polygonチェーンは、高速かつ低コストのトランザクションを実現するオープンソースのスケラブルなブロックチェーンプラットフォームです。

これによりユーザーは、従来のイーサリアムチェーンよりも迅速かつ効率的にNCXCの取引やNFTなどの交換を行うことができるようになりました。

さらに、GameFiプラットフォームの利用手数料低減や手数料無料キャンペーンの実施などによりユーザーに優しい施策が可能となり、非GameFiユーザーを取り込み日本のGameFiを活性化させるというGameFiプラットフォームのビジョ

ン達成に近づく施策となります。

メタバース・デジタルコンテンツ事業での取り組みとしては、主力作品である『静かなるドン』（新田たつお作画）について、株式会社集英社（以下「集英社」）とのコラボレーションにより、2023年5月17日発売の『グランドジャンプ』（集英社発行）で『静かなるドン-もうひとつの最終章-』の連載を開始しました。また、マンガアプリを利用されていない新たな読者層の獲得を目的として、2023年7月から「ボイスコミック」という手法でYouTube公式チャンネルをリリースしました。今後も『静かなるドン』については、さらなる増売施策の実施と、新規読者獲得の2軸を進めてまいります。

一方で、IoT関連事業においては、新商品の5Gモデムの導入が、キャリアのインフラ展開が想定より遅れたことにより、MVNO事業者へのサービス開始が遅れたこと、ローカル5Gにおいて基地局の性能改善などの整備が当初予定より遅れたことにより、想定どおり進みませんでした。

また、自動車の自己診断機能であるOBDⅡの接続コネクタから車の情報をリアルタイムに取得できるOBDⅡ端末は、一部の顧客サーバとの間で発生した不具合対応が影響するなどにより、新規の端末調達受注が当初想定を下回りました。

次に、暗号資産投資事業においては、暗号資産取引における対象暗号資産の相場低迷及び予定していた大型取引が見送りになるなどの理由から、当初見込んでいた売上高を下回っております。

さらに、当社が保有する投資有価証券について、減損処理を実施したため、投資有価証券評価損を特別損失として計上しております。

上記の結果、売上高においては、802百万円（対前期比70.9%減）となりました。それに伴い、営業損失は211百万円（前期は営業利益427百万円）、経常損失は150百万円（前期は経常利益529百万円）、税金等調整前当期純損失は630百万円（前期は税金等調整前当期純利益812百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は657百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益806百万円）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの業績は以下のとおりであります。

(メタバース・デジタルコンテンツ事業)

持分法適用関連会社の株式会社ワイルドマンでは、VR上のアバターを操作するためのメタバースユーザー向けワイヤレス・モーション・トラッキング装置の開発案件と、VRゲームの自社コンテンツの開発が進捗しております。

株式会社実業之日本デジタルは、いわゆる電子書店（電子書籍配信サイト、Web漫画サイト、漫画アプリ、雑誌読み放題サイトなど）及び電子取次が主な取引先となります。コロナ禍における巣ごもり需要が一巡したものの、電子書籍市場は引き続き堅調であり、同社のロングセラー作品である『静かなるドン』（新田たつお作画）をはじめとする漫画の優良コンテンツが売上を牽引しております。また、既存書店の増売施策として、主要電子書店でのポイント還元施策なども継続的に実施しております。

今後も、図書館・小学校向けサブスクリプションサービスや、『静かなるドン』のさらなるプロモーション施策などの新しい取り組みを続けてまいります。

一方で、のれんの償却を加味した営業損益は、まだマイナスとなっておりますが、進行年度は想定どおり成長しており、今後も各取り組みを遂行していくことで、早期の黒字化を目指してまいります。

この結果、当連結会計年度の売上高は148百万円（対前期比57.8%増）、営業損失は1百万円（前期は営業損失13百万円）となりました。

(IoT関連事業)

株式会社ネクスは、培ってきた自動車テレマティクスをはじめとする様々な分野に対するIoT技術をベースに「IoT×ブロックチェーン技術」、「IoT×AI技術」など、「IoT×新技術」を活用した新たなサービスの提供を目指しております。

AIコンピューティングの分野で様々なプラットフォームを提供しているNVIDIA Corporationが提供するGPU（画像処理やディープラーニングに不可欠な並列演算処理を行う演算装置）を利用したリアルタイム画像認識技術と、マルチキャリア対応の高速モバイル通信技術を搭載した、NCXX AI BOX「AIX-01NX」は、AIプラットフォームのエッジ端末認定やAI開発ベンダーとのAIソフトウェア

ア搭載検証、各通信事業者の動作確認済端末認定を進めております。

AI活用の一つとして流体解析ソリューションの分野において、水処理場や排水ピットなどでの油面検知や濁度検知、異物検知などのエッジAIコンピューターと流体解析AIをパッケージにした「流体解析AIパッケージ」をAnyTech株式会社と共同で開発し、販売を開始しました。従来のAIでは「異常データ」を大量に蓄積し学習させる必要があるなどAI構築までに障壁が多く、断念するケースが多く見られましたが、本パッケージでは、ベースとなるAIモデルを用意することで、正常データを少量用意するところから利用を開始することが可能となっております。

この1台でカメラ・センサーなどからの情報をリアルタイムにAI分析して分析結果をクラウドに連携することが可能となっており、リテールテック、製造業、セキュリティ、介護見守り、測定・異常監視、分析やシミュレーションによる効率的なモノ作りから都市レベルの課題解決に至るまでその用途はますます拡大していくことが期待され、デジタルツインなどを含めた幅広い分野においても活用が期待される技術であり、今後もこれらの技術をデバイス事業の新たな製品開発に活用してまいります。

データ通信端末につきましては、第5世代移動通信システムである5Gに対応し、Wi-Fi、Ethernetを搭載したバッテリーレスのルーター・モデムとなる、5Gデータ端末「UNX-05G」を開発し、販売を開始しました。5Gは、LTEと比べて超高速・大容量な通信で多数同時接続、超低遅延を実現するもので、KDDI株式会社のIoTの認証、富士通株式会社が提供するローカル5Gスタンドアロンシステム Fujitsu Network PW300との接続検証済製品として認定、日本電気株式会社（NEC）が提供するローカル5G Sub 6 一体型基地局 UNIVERGE RV1200との「接続検証済端末」として認定されており、今後、日本全国に基地局の展開が計画されております。また、ネットワーク上に仮想空間を構築するメタバース関連サービスの通信インフラとしての活用や、ライブメディアストリーミング、エクステンデットリアリティ（XR）、遠隔医療、建設現場の建機遠隔制御、工場のスマートファクトリー、農業を高度化する自動農場管理、自治体の河川等の監視などの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できるローカル5Gへの活

用など、地域課題解決や地方創生への対象領域の拡大が期待されております。

テレマティクスにつきましては、法的規制強化と車両管理業務の効率化、ドライバーの減少・高齢化など市場を取り巻く社会環境の影響で需要が増加傾向にあるクラウド型車両管理・動態管理システムにおいて、NTT docomo/KDDI/SoftBankの国内の主なLTE周波数や、みちびき（準天頂衛星システム）など5方式のGNSS^{*2}に対応した通信機能を持ち、より多くの衛星測位システムを使うことで、ビルや樹木などで視界が狭くなる都市部や山間部においても測位の安定性が向上したOBD II型データ収集ユニット「GX700NC」が、市場を確保しており、排気ガス測定・管理や今後増加するEV車の充電・電費・残量管理などのSDGsへの取り組みなどにも活用の範囲が広がることが期待されます。

*2 「GNSS」とは「Global Navigation Satellite System（全球測位衛星システム）」の略で、GPS、GLONASS、Galileo、準天頂衛星（QZSS）等の衛星測位システムの総称です。

農業ICT事業（NCXX FARM）では、農作物の生産、加工、販売を行う6次産業化事業と、特許農法による化学的土壌マネジメント+ICTシステムによるデジタル管理のパッケージ販売を行うフランチャイズ事業の事業化を推進しております。

6次産業化事業では、引き続きスーパーフードとして人気の高いGOLDEN BERRY（食用ほおずき）の生産、販売を行っております。また、加工品としてGOLDEN BERRYアイス、GOLDEN BERRYフレッシュリキュール、セミドライゴールデンベリーを販売しております。

フランチャイズ事業では、自社試験圃場での栽培実績をもとに、自社独自の特許農法（多段式ポット）とICTシステムの提供に加えて、お客様の要望に沿った多種多様な農法・システム・農業関連製品の提供を行う農業総合コンサルティングサービスを展開しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は549百万円（対前期比15.6%減）、営業利益は31百万円（対前期比37.8%減）となりました。

(暗号資産・ブロックチェーン事業)

本事業では、NCXCを利用したサービスの向上、NCXCの流通促進、NCXC保有者の拡大を通じたNCXC経済圏の拡大を目指し、価値向上に向けた取り組みを行っております。

NCXC GameFiプラットフォームの開発を行い、ゲーム会社とのアライアンスにより、世の中で既に実績を上げている他社ゲームタイトルを中心に、これらを簡単にPlay to Earnのゲームに転換することのできるプラットフォームサービスの提供を目指します。

また、暗号資産市場の動向と資金効率を踏まえた暗号資産の安定的な運用を行ってまいります。当期は暗号資産の一部売却を行ったことで、営業利益を計上しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は60百万円（対前期比92.4%減）、営業利益は27百万円（対前期比96.5%減）となりました。

② 設備投資の状況

重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度中に、金融機関からの借入れを行っておりません。

④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 第37期 (2020年11月期) | 第38期 (2021年11月期) | 第39期 (2022年11月期) | 第40期 (当連結会計年度) (2023年11月期) |
|---|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高 (千円) | 6,561,011 | 4,848,371 | 2,758,335 | 802,066 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) | △1,361,671 | 303,940 | 806,688 | △657,689 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円) | △91.36 | 20.39 | 33.95 | △24.20 |
| 総資産 (千円) | 4,780,865 | 4,537,397 | 3,534,756 | 3,080,151 |
| 純資産 (千円) | 825,347 | 945,976 | 3,307,421 | 2,961,499 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 7.10 | 56.17 | 121.42 | 108.77 |

(注) 第39期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第39期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス(以下「シークエッジ・ジャパン・ホールディングス」)は、当社の親会社でしたが、2022年12月26日に同社の子会社である株式会社スケブベンチャーズ(以下「スケブベンチャーズ」)が当社の株式の一部を売却したことにより、当社の親会社に該当しないこととなりました。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---------------------|--------|----------|-------------------|
| 株式会社ネクス | 310百万円 | 99.96 | IoT関連事業 |
| 株式会社ネクスファームホールディングス | 1百万円 | 100.00 | その他 |
| 株式会社実業之日本デジタル | 8百万円 | 100.00 | メタバース・デジタルコンテンツ事業 |

(注) 当期末日における特定完全子会社（完全子会社の株式の帳簿価額が当社の総資産の5分の1を超える場合における当該完全子会社等）の状況は次のとおりです。

| 会社名 | 所在地 | 帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額 |
|---------------|---------------------|----------|----------|
| 株式会社実業之日本デジタル | 大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号 | 1,000百万円 | 3,034百万円 |

③ 持分法適用会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|------------|--------|-------|---------|-------------------|
| 株式会社ワイルドマン | 東京都中央区 | 10百万円 | 35.88% | メタバース・デジタルコンテンツ事業 |

④ その他の重要な企業結合の状況

シークエッジ・ジャパン・ホールディングスは、2022年12月26日に同社の子会社であるスケブベンチャーズが当社の株式の一部を売却したことにより、当社のその他の関係会社となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは営業利益黒字化並びに売上拡大を目指すことが当面の対処すべき課題であると認識しており、以下に示す取り組みを推進してまいります。

① IoT関連事業の拡大

IoT市場の成長にあわせ事業拡大を図るとともに、注目の高いAIを活用した画像認識分野、自動車テレマティクス分野、フィンテック分野（ブロックチェーン、暗号資産関連）のサービスの拡大を目指します。

② 新たな事業収益の確保

新たな収益の柱となる成長分野へ進出をしていきます。M&Aなどにより、すでに一定の利益の確保ができている新規事業へ参入することで、事業収益性の強化を図ります。

③ 財務体制の強化

今後の成長に向けた各種資本政策を推進してまいります。

④ 事業ポートフォリオの分散化

今まで培ってきた通信機器開発のノウハウをベースに異業種へのIoT化を推進してまいります。あわせて、通信機器ハードのみの提供に限らず、ソフトウェアを含めたトータルソリューションの提供を目指します。

⑤ ブランドイメージ戦略

積極的な広報活動の推進を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年11月30日現在)

| セグメントの名称 | 事業内容 |
|-------------------|--|
| IoT関連事業 | 各種無線方式を適用した通信機器の開発、販売 上記にかかわるシステムソリューションの提供及び保守サービスの提供 農業ICT事業 |
| メタバース・デジタルコンテンツ事業 | 電子書籍事業 コンピューター・ソフトウェアの開発・販売及びマーケティング メタバース分野におけるサービス・情勢の情報収集 |
| 暗号資産・ブロックチェーン事業 | 暗号資産に関する投資 暗号資産の売買、消費貸借 暗号資産に関する派生商品の開発、運用 暗号資産に関するファンドの組成 |
| その他 | 財務戦略、事業戦略、業務支援等の各種コンサルティング業務 その他 |

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年11月30日現在)

| | |
|---------------------------|---------------------------|
| 当 社 | 花巻本社：岩手県花巻市 東京本社：東京都港区 |
| 株 式 会 社 ネ ク ス | 花巻本社：岩手県花巻市 東京本社：東京都港区 |
| 株式会社ネクスファームホールディングス | 本社：東京都港区 |
| 株 式 会 社 実 業 之 日 本 デ ジ タ ル | 本社：大阪府岸和田市 |

(7) 使用人の状況 (2023年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------|-----------------------|
| 24名 | 2名増 |

(注) 上記使用人数は従業員であり、パート及び嘱託社員4名は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 6名 | 2名減 | 37.5歳 | 4.3年 |

(注) 上記使用人数は従業員であり、パート及び嘱託社員1名は含んでおりません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年11月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 27,301,871株（自己株式125,816株を含む）
- ③ 株主数 5,545名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|----------------------------|------------|---------|
| 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス | 5,579,753株 | 20.53 % |
| 株式会社スケブベンチャーズ | 3,127,617株 | 11.51 % |
| 投資事業有限責任組合 デジタルアセットファンド | 2,413,000株 | 8.88 % |
| 株式会社フィスコ | 2,376,663株 | 8.75 % |
| 株式会社クシム | 2,125,094株 | 7.82 % |
| 株式会社實業之日本社 | 1,635,800株 | 6.02 % |
| 株式会社エルテス | 1,337,791株 | 4.92 % |
| 岡 秀 朋 | 667,000株 | 2.45 % |
| 株式会社クシムソフト | 377,358株 | 1.39 % |
| 森 本 友 則 | 225,100株 | 0.83 % |

(注) 持株比率は自己株式125,816株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2023年11月30日現在)

| | | |
|------------------------|-------------------|--|
| | | 第19回新株予約権 |
| 発行決議日 | | 2023年2月21日 |
| 新株予約権の数 | | 1,160個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 116,000株 (新株予約権1個につき 100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 17,300円 (1株当たり 173円) |
| 権利行使期間 | | 2025年2月22日から 2028年2月21日まで |
| 行使の条件 | | (注) |
| 役員 の 保有 状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 1,160個 目的となる株式数 116,000株 保有者数 5名 |
| | 社外取締役 | — |
| | 監査役 | — |

(注) 新株予約権行使時において当社または当社関係会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了または定年退職による場合及び当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況（2023年11月30日現在）

| | | |
|------------------------|-------------|--|
| | | 第19回新株予約権 |
| 発行決議日 | | 2023年2月21日 |
| 新株予約権の数 | | 1,130個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 113,000株 (新株予約権1個につき 100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 17,300円 (1株当たり 173円) |
| 権利行使期間 | | 2025年2月22日から 2028年2月21日まで |
| 行使の条件 | | (注) |
| 使用人等への交付状況 | 当社使用人 | 新株予約権の数 25個 目的となる株式数 2,500株 交付者数 2名 |
| | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数 1,105個 目的となる株式数 110,500株 交付者数 6名 |

(注) 新株予約権行使時において当社または当社関係会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了または定年退職による場合及び当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年11月30日現在）

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|----------------|---------|--|
| 代表取締役社長 | 石 原 直 樹 | 株式会社ネクス取締役 株式会社ネクスファームホールディングス代表取締役 株式会社実業之日本デジタル取締役 株式会社ワイルドマン取締役 株式会社チチカカ・キャピタル代表取締役社長 株式会社フィスコ経済研究所取締役 株式会社クシムインサイト取締役 株式会社ネクスプレミアムグループ代表取締役 |
| 取締役会長 | 秋 山 司 | 株式会社ネクスファームホールディングス取締役 |
| 取締役 | 深 見 修 | 株式会社ネクス取締役 株式会社ネクスファームホールディングス取締役 株式会社実業之日本デジタル取締役 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役 株式会社グロリアツアーズ取締役 株式会社チチカカ・キャピタル取締役 株式会社フィスコ取締役経営戦略本部長 株式会社CAICAテクノロジーズ取締役 株式会社CAICAデジタルパートナーズ取締役 株式会社カイカフィナンシャルホールディングス取締役 株式会社EWJ取締役 株式会社ネクスプレミアムグループ取締役 |
| 取締役 管理本部本部長 | 齊 藤 洋 介 | 株式会社ネクス取締役管理部部长 株式会社ネクスファームホールディングス取締役 株式会社実業之日本デジタル取締役 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役 株式会社ウェブトラベル取締役 株式会社グロリアツアーズ取締役 株式会社チチカカ・キャピタル取締役 株式会社フィスコ経済研究所取締役 |
| 取締役 | 張 偉 | NCXX International Limited Director NCXX International Limited 情報通信マネージャー |
| 取締役 | 北 村 克 己 | 弁護士（北村総合戦略法律事務所代表） 株式会社SRAホールディングス社外監査役 株式会社神宮館監査役 社会福祉法人善光会監事 AutoStore System株式会社監査役 一般社団法人地域資源活用推進機構理事 合同会社TSUNAGARI代表社員 在日フィンランド商工会議所監査役 |

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|---------|--|
| 常勤監査役 | 佐々木 弘 | 株式会社ネクス監査役 株式会社ネクスファームホールディングス監査役 株式会社実業之日本デジタル監査役 株式会社チチカカ・キャピタル監査役 株式会社ネクスプレミアムグループ監査役 株式会社ファセッタズム監査役 |
| 監査役 | 浦野 充敏 | 税理士（浦野会計事務所代表） 株式会社イイアス代表取締役 株式会社G-XD監査役 |
| 監査役 | 長 渕 数 久 | 行政書士（長渕行政書士事務所代表） 特定非営利活動法人福祉相談室アントレド理事長 |

- (注) 1. 取締役北村克己氏は、社外取締役であります。
2. 監査役浦野充敏及び長渕数久の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役浦野充敏氏は、税理士であり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役北村克己氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社における全ての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により保険会社が補填するものです。ただし、法令違反であることを被保険者が認識して行った行為に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

1) 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|------------------|-------------------|-------------------|--------|--------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 30,148 (1,800) | 27,494 (1,800) | — | 2,654 (—) | 6 (1) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 2,400 (1,200) | 2,400 (1,200) | — | — | 3 (2) |
| 合計 | 32,548 (3,000) | 29,894 (3,000) | — | 2,654 (—) | 9 (3) |

(注) 1. (役員報酬の基本的な考え方)

当社は、役員報酬の基本的な考え方について、社外取締役から積極的に意見を聴取したうえで、取締役会において決議しております。

その基本方針は以下のとおりです。

①当社グループの経営理念及び経営方針の実現に向けた取り組みの動機付けとなる報酬内容といたします。

②各々の役員が担う職責・成果等を反映し、ステークホルダーに対して説明責任を果たせるよう、客観性・適正性を備えたものといたします。

③当社グループの経営環境や短期・中長期の業績状況を反映し、企業価値の向上や株主と同じ目線に立った経営の推進に繋がる報酬体系といたします。

(役員報酬の決定方針及び決定方法)

当社は短期的な利益を偏重することなく、中長期的な視点で経営に取り組むことで持続的な成長を目指します。

そのため、当社の社外取締役を除く取締役の報酬については、その安定性を確保することが重要であるとの認識のもと、固定報酬としての月例報酬と非金銭報酬等で構成するものといたします。

社外取締役の報酬は、独立した立場で経営に対する監督や助言をする役割を担うという職務の性格から、固定報酬としての月例報酬と非金銭報酬等で構成するものといたします。

取締役の固定報酬と非金銭報酬等の割合は、固定報酬としての月例報酬を原則としつつ、各役員の職責、当社業績及び中長期的な企業価値向上への質的な貢献、世間水準を考慮要素とし、社外取締役の意見を踏まえ、決定することといたします。

固定報酬の決定方針については各役員の役位、職責、在任年数や業務執行の状況、また各事業年度の会社業績、世間水準や会社従業員給与とのバランスを考慮し、総合的に勘案することといたします。

固定報酬は在任期間中、毎月定期的に支給いたします。

非金銭報酬の決定方針については、株主とのさらなる価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして、ストック・オプションによるものといたします。

非金銭報酬等の支給の有無、時期、額及び数については、各役員の職責や業務執行の状況、中長期的な企業価値向上への質的な貢献、世間水準を踏まえて、総合的に勘案することといたします。

固定報酬及び非金銭報酬の金額、内容及びその割合等の具体的決定に当たっては、株主総会で決議された報酬額の限度の枠内で、当社取締役会の決議により代表取締役社長石原直樹に一任し、代表取締役社長石原直樹は社外取締役の意見を踏まえて、固定報酬及び非金銭報酬の決定方針に従って決定いたします。取締役会が代表取締役社長石原直樹にこれらの決定を授権した理由は、当社及び当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長石原直樹が最も適しているからであります。なお、監査役については、監査役の協議により決定しております。

2. 取締役の報酬額は、2017年10月25日開催の臨時株主総会において、年額100

百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。また別枠で、2023年2月24日開催の第39回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額400百万円以内（うち社外取締役は70百万円）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。

3. 監査役の報酬額は、2006年6月29日開催の第22回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は1名）です。
 4. 非金銭報酬等の内容は新株予約権（ストック・オプション）であり、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。
- 2) 社外役員が当社の親会社または親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額
当事業年度において、社外役員が当社の親会社または親会社の子会社から、役員として受けた報酬等はありません。

3) 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各監査役とも、金100万円と法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額とするものであります。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役北村克己氏は当社の顧問弁護士であり、必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社からの支払い報酬は同氏が代表を務める北村総合戦略法律事務所の規模に比して少額であります。
- ・社外取締役北村克己氏は、株式会社SRAホールディングス社外監査役、株式会社神宮館監査役、社会福祉法人善光会監事、AutoStore System株式会社監査役、一般社団法人地域資源活用推進機構理事、合同会社TSUNAGARI代表社員及び在日フィンランド商工会議所監査役であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役浦野充敏氏は、税理士（浦野会計事務所代表）、株式会社イイアス代表取締役及び株式会社G-XD監査役であります。浦野会計事務所、株式会社イイアス及び株式会社G-XDと当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役長渕数久氏は、行政書士（長渕行政書士事務所代表）及び特定

非営利活動法人福祉相談室アントレド理事長であります。長渕行政書士事務所及び特定非営利活動法人福祉相談室アントレドと当社との間には特別の関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

| | | 活動状況 |
|-----|------|---|
| 取締役 | 北村克己 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席いたしました。同氏は、弁護士としての豊富な経験と見識を活かし、適宜、法律上、経営上の助言を行っております。また、社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要としては、独立した客観的立場から、多角的視点に立ち、取締役会の意思決定の適法性、妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 浦野充敏 | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、監査役会12回の全てに出席いたしました。同氏は、税理士としての豊富な経験と見識を活かし、適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 長渕数久 | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、監査役会12回の全てに出席いたしました。同氏は、経営管理に関する幅広い高度な知見と豊富な経験を活かし、適宜、必要な発言を行っております。 |

(4) 会計監査人の状況

① 名称

UHY東京監査法人

② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 27,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといた

します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は定款第45条において、「当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。」としており、UHY東京監査法人との監査契約書に責任限定の条項を配しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

⑥ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役の職務の執行に係る適法性を高めるため、株主総会の決議に基づき社外取締役を配する。
 - 2) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、法令及び定款並びに職務分掌規則及び職務権限規則その他の社内規程に則り、職務を執行する。
 - 3) 管理部門担当取締役を法令遵守体制の整備に係る責任者として、コンプライアンス規程その他の関連規程の整備を行うとともに、コンプライアンスに係る教育啓蒙の実施、内部通報制度の整備等法令遵守体制の充実に努める。
 - 4) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行の手續及び内容の妥当性等を定期的に監査し法令遵守体制の改善に寄与する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は、文書管理規程及び情報管理規程その他の社内規程に従い、その保存媒体の形式に応じて、適切に保存・管理する。取締役、監査役及び会計監査人等は、その権限及び必要に応じて、当該文書を閲覧・謄写することができる。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会の決議によりリスク管理責任者を任命し、リスク管理責任者は、必要に応じ、その諮問機関としてリスク管理委員会を招集する。リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、当社及び当社子会社の多様なリスクに対する管理体制及び管理手法を総括的に整備する。また、投資リスク、情報セキュリティリスクその他個別的なリスクに対処するため、その重大性に応じて当該リスクの管理を司る専門の委員会を設置し、個別的なリスクの把握及び対応を行う。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会は、当社における職務の執行が効率的に行われることを確保するための経営機構を定め、当該機構を構成する機関を担当する取締役その他の役職者を任命する。また、当社及び当社子会社は取締役会の決定並びに職務権限規則及び職務分掌規則その他の社内規程に基づく権限及び責任の明確化を図り、取締役及び使用人をして、担当する機関における職務執行の効率性を高める。

2) 社長の諮問機関として経営会議を設置する。経営会議は、当社及び当社子会社の経営方針及び経営戦略その他の重要事項を立案・審議する。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社及び当社子会社は、自社の規模、事業の性質、機関の設計等、自社の特質を踏まえ、自主的に経営判断を行い、独立性を確保することを基本とする。

2) 当社子会社における経営上の重要な事項については、社内規程に基づき、当社の承認又は当社への報告を求めるとともに、各社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。

3) 管理部門担当取締役は、当社子会社に損失の危険が発生したことを把握した場合には、発見された危険の内容、損失の程度及び当社に対する影響につ

- いて、当社のリスク管理委員会へ直ちに報告がなされる体制を構築する。
- 4) 当社及び当社子会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、内部監査室は当社子会社との取引に関する監査を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役からの要請があった場合、監査役を補助する使用人（以下監査役補助人）として、管理部門の中から若干名を選任し、兼務させる。監査役補助人は、監査役の指揮命令に服し、職務を遂行し、取締役及び使用人は、監査役補助人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - 2) 監査役補助人に対する人事権の行使に当たっては、取締役及び使用人は、事前に監査役会から意見を聴取し、これを尊重する。
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制
その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等は、監査役の求めに応じて、自己の職務の執行状況を監査役に報告する。
 - 2) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等は、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実又は重大な法令若しくは定款に違反するおそれのある事実について、監査役に対し直接報告することができる。
 - 3) 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。
 - 4) 内部監査室は、それぞれが実施した監査の結果及びこれに基づく改善事項等について監査役に報告する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は、監査の実施に際し、必要に応じて内部監査室に協力を要請することができる。
 - 2) 監査役は、会計監査人、内部監査室との情報交換に努め、密接な連携を図る。
 - 3) 内部監査室は、それぞれ、自ら実行する監査計画の立案に当たって、監査役との間で意見調整その他の協議を行う。
 - 4) 監査役から所要の費用の請求を受けたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨ 第40期連結会計年度末の時点で当社及び子会社は、「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムを適切に整備し、運用しております。主な運用状況については以下のとおりです。

1) 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を12回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

2) 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を12回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の業務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

3) 内部監査の実施について

重要な業務プロセスの確認、リスク度が高い業務の確認等に関しまして、期首に内部監査計画を策定し、各部門に対する業務監査を実施しました。

4) コンプライアンス・リスク管理について

子会社役員及び各部門長をメンバーとしたリスク管理委員会を開催いたしました。また、コンプライアンス教育の一環として、インサイダー取引規制セミナーを実施いたしました。

(6) 剰余金等の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を経営戦略上の重要要素と考えており、利益配分につきましては経営基盤の安定及び将来の事業拡大に向けての内部留保の充実を勘案しつつ、収益やキャッシュ・フローの状況に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これら剰余金の配当等の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

連結貸借対照表

(2023年11月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|
| 流動資産 | 1,396,304 | 流動負債 | 107,466 |
| 現金及び預金 | 483,728 | 支払手形及び買掛金 | 4,769 |
| 売掛金 | 206,603 | 1年内返済予定の長期借入金 | 11,000 |
| 商品及び製品 | 6,453 | 未払費用 | 8,180 |
| 仕掛品 | 485,614 | 未払法人税等 | 17,964 |
| 暗号資産 | 103,439 | 製品保証引当金 | 16,000 |
| その他 | 111,861 | その他 | 49,551 |
| 貸倒引当金 | △1,397 | 固定負債 | 11,184 |
| 固定資産 | 1,683,846 | 持分法適用に伴う負債 | 3,285 |
| 有形固定資産 | 157,423 | その他 | 7,899 |
| 建物及び構築物 | 18,607 | 負債合計 | 118,651 |
| 機械装置及び運搬具 | 6,661 | 純資産の部 | |
| 工具、器具及び備品 | 79,713 | 株主資本 | 2,957,873 |
| 土地 | 52,440 | 資本金 | 10,000 |
| 無形固定資産 | 859,956 | 資本剰余金 | 4,776,701 |
| ソフトウェア | 52,495 | 利益剰余金 | △1,762,312 |
| のれん | 807,237 | 自己株式 | △66,515 |
| その他 | 223 | その他の包括利益累計額 | △1,965 |
| 投資その他の資産 | 666,466 | 繰延ヘッジ損益 | △1,965 |
| 投資有価証券 | 633,532 | 新株予約権 | 5,240 |
| その他 | 32,934 | 非支配株主持分 | 351 |
| | | 純資産合計 | 2,961,499 |
| 資産合計 | 3,080,151 | 負債純資産合計 | 3,080,151 |

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 額 |
|-----------------|---------|---------|
| 売上高 | | 802,066 |
| 売上原価 | | 430,852 |
| 売上総利益 | | 371,214 |
| 販売費及び一般管理費 | | 582,795 |
| 営業損失 | | 211,580 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 684 | |
| 受取配当金 | 18,997 | |
| 暗号資産売却益 | 17,288 | |
| 協賛金収入 | 22,061 | |
| その他 | 11,689 | 70,720 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 895 | |
| 持分法による投資損失 | 6,246 | |
| 支払手数料 | 1,996 | |
| その他 | 49 | 9,188 |
| 経常損失 | | 150,048 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 134,633 | |
| その他 | 7,745 | 142,378 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 623,098 | 623,098 |
| 税金等調整前当期純損失 | | 630,767 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 12,832 | |
| 法人税等調整額 | 14,089 | 26,922 |
| 当期純損失 | | 657,689 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | | 657,689 |

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2022年12月1日から
2023年11月30日まで ）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|----------------------------------|--------|-----------|------------|---------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 10,000 | 4,776,703 | △1,104,622 | △66,515 | 3,615,565 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失 | | | △657,689 | | △657,689 |
| 非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 | | △1 | | | △1 |
| 株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額) | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | － | △1 | △657,689 | － | △657,691 |
| 当連結会計年度末残高 | 10,000 | 4,776,701 | △1,762,312 | △66,515 | 2,957,873 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株 予約権 | 非支配 株主持分 | 純資産合計 |
|----------------------------------|------------------|-------------|-------------------|-----------|-------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | その他の包括利益 累計額合計 | | | |
| 当連結会計年度期首残高 | △309,858 | △6,030 | △315,889 | 7,745 | － | 3,307,421 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失 | | | | | | △657,689 |
| 非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 | | | | | | △1 |
| 株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額) | 309,858 | 4,065 | 313,923 | △2,505 | 351 | 311,769 |
| 当連結会計年度変動額合計 | 309,858 | 4,065 | 313,923 | △2,505 | 351 | △345,922 |
| 当連結会計年度末残高 | － | △1,965 | △1,965 | 5,240 | 351 | 2,961,499 |

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2023年11月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|----------|-----------|---------------|------------|
| 流 動 資 産 | 338,348 | 流 動 負 債 | 21,770 |
| 現金及び預金 | 155,384 | 1年内返済予定長期借入金 | 11,000 |
| 売掛金 | 4,435 | 未払費用 | 5,172 |
| 暗号資産 | 103,439 | 未払法人税等 | 2,036 |
| その他 | 76,486 | その他 | 3,562 |
| 貸倒引当金 | △1,397 | 固 定 負 債 | 110,998 |
| 固 定 資 産 | 2,696,548 | 長期借入金 | 100,000 |
| 有形固定資産 | 95,990 | その他 | 10,998 |
| 建物 | 12,189 | 負 債 合 計 | 132,768 |
| 車両運搬具 | 4,148 | 純 資 産 の 部 | |
| 工具器具備品 | 79,652 | 株 主 資 本 | 2,896,887 |
| 無形固定資産 | 48,815 | 資 本 金 | 10,000 |
| ソフトウェア | 48,815 | 資 本 剰 余 金 | 5,539,822 |
| 投資その他の資産 | 2,551,743 | 資本準備金 | 2,812,128 |
| 投資有価証券 | 633,532 | その他資本剰余金 | 2,727,693 |
| 関係会社株式 | 1,828,976 | 利 益 剰 余 金 | △2,586,419 |
| 長期貸付金 | 248,000 | その他利益剰余金 | △2,586,419 |
| その他 | 29,234 | 繰越利益剰余金 | △2,586,419 |
| 貸倒引当金 | △188,000 | 自 己 株 式 | △66,515 |
| 資 産 合 計 | 3,034,896 | 新 株 予 約 権 | 5,240 |
| | | 純 資 産 合 計 | 2,902,128 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 3,034,896 |

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|---------|
| 売 上 高 | 168,907 |
| 売 上 原 価 | 40,320 |
| 売 上 総 利 益 | 128,587 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 281,840 |
| 営 業 損 失 | 153,252 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 | 4,216 |
| 受 取 配 当 金 | 18,997 |
| 協 賛 金 収 入 | 22,061 |
| 暗 号 資 産 売 却 益 | 17,288 |
| そ の 他 | 4,328 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 2,804 |
| 支 払 手 数 料 | 1,996 |
| そ の 他 | 73 |
| 経 常 損 失 | 91,235 |
| 特 別 利 益 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 134,633 |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益 | 31 |
| そ の 他 | 7,745 |
| 特 別 損 失 | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 626,834 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | 575,659 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | △20,587 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 14,089 |
| 当 期 純 損 失 | 569,161 |

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | |
|-------------------------|--------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 当 期 首 残 高 | 10,000 | 2,812,128 | 2,727,693 | 5,539,822 | △2,017,257 | △2,017,257 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 当 期 純 損 失 | | | | | △569,161 | △569,161 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | - | - | △569,161 | △569,161 |
| 当 期 末 残 高 | 10,000 | 2,812,128 | 2,727,693 | 5,539,822 | △2,586,419 | △2,586,419 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|-----------|------------------|----------------|--------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | △66,515 | 3,466,049 | △309,858 | △309,858 | 7,745 | 3,163,936 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 当 期 純 損 失 | | △569,161 | | | | △569,161 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | 309,858 | 309,858 | △2,505 | 307,353 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | △569,161 | 309,858 | 309,858 | △2,505 | △261,808 |
| 当 期 末 残 高 | △66,515 | 2,896,887 | - | - | 5,240 | 2,902,128 |

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年1月29日

株式会社ネクスグループ
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 安河内 明

公認会計士 谷田 修一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネクスグループの2022年12月1日から2023年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクスグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起する、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類を除外事項付意見を表明することが求められている事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年1月29日

株式会社ネクスグループ
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 安河内 明
公認会計士 谷田 修一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクスグループの2022年12月1日から2023年11月30日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年12月1日から2023年11月30日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年1月29日

株式会社ネクスグループ 監査役会

| | | |
|-------|-----|-----|
| 常勤監査役 | 佐々木 | 弘 |
| 社外監査役 | 浦野 | 充敏 |
| 社外監査役 | 長 渕 | 数 久 |

以 上